

第110回香芝市都市計画審議会要約会議録

1 日 時 平成24年8月30日（木）午後2時0分から午後2時25分

2 招集場所 本市役所3階第1会議室

3 議 事

（1）議案審議

第1号議案 大和都市計画生産緑地地区の変更について
（香芝市決定）・・・原案承認

第1号議案について、次のような質問や回答があった。

質問 都市計画変更の理由として申出があり、その後斡旋等を行ったと明記されているが、現実的にこの斡旋という事務手続きはどのようにされていますか。

回答 まず、買取り申出が出ましたら生産緑地の買取り検討委員会というところで、市が買取るかどうかの審査をしていただきます。その後、一般農家の方へ行為制限が解除するまでの3ヶ月間、斡旋の告示をさせて頂いております。

質問 その告示というのはどの範囲、どの地域レベルで行っていますか。個人の経験では告示や斡旋というものを目にする機会があまりないように思われます。

回答 代表告示の香芝市役所前の掲示板にのみ掲載しております。

質問 現実的には代表告示のみで周知出来ているとは思いません。告示の範囲を拡大すれば対応者が増えるとは限らないが、周知するために何らかの方法は検討されていますか。

回答 広報への掲載では、生産緑地法の手続きに定められている期限に間に合いませんので、今後は香芝市のホームページ上への掲載を検討しております。

質問 今回も含め、生産緑地地区の告示・斡旋に対して問い合わせのあったケースはございますか。

回答 平成13年以降で1件のみ、窓口に来られたと聞いております。

質問 買取り制度で買取る方がいなくなれば、生産緑地地区は減少していく。これは、市全体のまちづくりにとって良いことですか、あるいは悪いことですか。あるいは、農業従事者がおられないことから制度的に仕方ないものと納得されているのでしょうか。

回答 都市計画法の中では市街化区域内の農地は土地利用を推進する農地という前提があります。その中でなおかつ緑地を確保したいという形で生産緑地法というものがあります。一方では宅地化を目的とした法であり、もう一方では農地・緑地を確保する法であり、どちらを本市のまちづくりに優先させるかのジレンマは感じております。また、生産緑地法の最終的な考え方としては、生産緑地地区を集合化して市街化調整区域へ編入するというものがありますが、実際は個人の所有物ですので、中々集合化という形にはなっておりません。

質問 緑地を残すためでしたら、買取り申し出のあった農地を貸し出すという手法は採れませんか。地主本人の考え方も当然ありますが、現在農業をされる方が減少していく中、本市で農業を始めようされている方に借地の形で斡旋することは出来ませんか。

回答 まず、生産緑地地区の状態である間に、そのような形で主たる従事者の方が適当な方を探して頂くか、もしくはそういう相談が事前であれば、その方向で農業委員会と協議いたしまして、探させて頂くことも可能と考えられます。しかし、買取り申し出というのは、農業の維持が出来ない時点で見送られるものですので、その時点では、法の手続きに則って進めさせて頂くしかないと考えております。